

枚方市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成26年3月28日

枚方市監査委員

勝 山 武 彦
久 野 邦 広
大 森 由紀子
鷲 見 信 文

1. 通知を行った者の氏名等
枚方市長 竹内 脩
平成26年3月26日付け土管第920号
「監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（通知）」
2. 通知を受けた日
平成26年3月26日
3. 監査の結果に関する報告
平成26年2月7日付け枚監査第193号
「定期監査等の結果について」
4. 講じた措置の内容
 - (1) 対象部局名及び指摘事項
《土木部 道路管理課》
 - 道路の占用及び目的外許可の状況について
道路管理課が所管する道路予定地及び未利用地は、行政財産として管理されているが、今回の監査において、目的外使用許可申請書に添付されている位置図に記載された土地の範囲が当該行政財産の区域を超えて隣接する国有地を含んで表示されていたにもかかわらず、申請者に訂正の指示を行わずに使用許可を行っていた。
今後は、現況を把握するなど行政財産の区域を確認し、適切に事務を執行するよう指摘する。
 - (2) 措置内容
現状を確認し、国有地を含んで占用していることを把握。申請者に対し、国有地を管理する枚方土木事務所に申請するよう指導を行い、同時に枚方土木事務所にも通知を行った。また、申請者に対し、申請の際の図面の修正についても指導を行った。今後は決裁処理等の事務手続きについても適切に行うよう是正する。